次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の公表について

当組合では、少子化対策として施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を策定のうえ東京労働局雇用均等室に届出を行い、行動計画を実施しております。

全東栄信用組合行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を 策定する。

- 1. 計画期間 令和3年4月1日~令和5年3月31日までの2年間
- 2. 内 容

目標1 育児休業後に職員が復帰しやすく、働きやすい環境を整える

<対策>

令和3年4月~

育児休業中の職員への定期的な情報提供を行うとともに、復職後に柔軟な働きかたが しやすいように各部店と協力しサポートを行う。

目標2 所定外労働時間削減のための措置を実施する

<対策>

令和3年4月~

- ①特定の職員に業務量が偏ることのないよう担当業務の平準化を行う。
- ②会議等を通じて組合内での意識啓発を行うとともに、週次、月次による管理を行う。
- ③仕事と生活の調和の推進(ワーク・ライフ・バランス)を意識付ける。

目標3 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

令和3年4月~

連続休暇取得計画等に基づき各部店の取得状況を確認し、計画と乖離がある、または取得率が低い部店については、原因調査を行い、取得を促す。